

預金保険法にもとづくデータ整備ご協力をお願い

預金保険法によって、すべての金融機関は、平時からお客さまのデータ（生年月日・設立年月日・電話番号など）を整備しておくことが義務づけられています。

- これに伴い、各金融機関では、同じ預金者が一つの金融機関に複数の口座を持っている場合にその残高を合算する「名寄せ」のための預金者データの整備を進めています。
- つきましては、当金庫から、必要なデータ（個人の生年月日、法人の設立年月日、電話番号など）のご確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。（電話等で暗証番号をお問い合わせすることはありません）
- なお、お届けいただいている内容について、引越し、ご結婚などで変更届が必要になった場合は速やかに所定の変更手続きをお願いします。